

■お詫びと訂正

会計法規集《最新増補第26版》に誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきます（傍線部分が訂正箇所です）。

財務諸表等規則ガイドライン（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について）

該当頁	正	誤
九四一 九五八	<p>最終改正平成十八年十二月二十六日金融庁総務企画局長 八の二一四 規則第八条の二第四号に規定する繰延資産の処理方法には、繰延資産として計上することが認められている株式交付費、社債発行費等について、支出時に全額費用として処理する方法を採用している場合が含まれることに留意するものとする。</p> <p>株式交付費、社債発行費等を繰延資産に計上しているときは、償却期間及び償却方法を記載するものとする。</p> <p>三六 規則第三十六条に規定する繰延資産に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 株式交付費とは、株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録免許税、その他株式の交付等のため直接支出した費用をいう。</p> <p>4 社債発行費とは、社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・社債券等の印刷費、社債の登記の登録免許税その他社債発行のため</p>	<p>最終改正平成十八年五月一日金融庁総務企画局長 八の二一四 規則第八条の二第四号に規定する繰延資産の処理方法には、繰延資産として計上することが認められている新株発行費、社債発行費等について、支出時に全額費用として処理する方法を採用している場合が含まれることに留意するものとする。</p> <p>新株発行費、社債発行費等を繰延資産に計上しているときは、償却期間及び償却方法を記載するものとする。</p> <p>三六 規則第三十六条に規定する繰延資産に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新株発行費とは、株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録税、その他新株発行のため直接支出した費用をいう。</p> <p>4 社債発行費とは、社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・社債券等の印刷費、社債の登記の登録税その他社債発行のため直接</p>
九九九		

直接支出した費用をいう。なお、資金調達などの財務活動に係るものとして、繰延資産に計上された新株予約権の発行等に係る費用についても、社債発行費に含まれることに留意する。

5 削る

5 開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のため支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替を行った場合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは含まれないものとする。

(八一 削る)

支出した費用をいう。

5 社債発行差金とは、社債権者に償還すべき金額の総額が社債の募集によって得た実額を超える場合における当該差額をいう。

6 開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のため支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替を行った場合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは含まれないものとする。

八一 規則第八十一条本文及び第八十二条に規定する評価減の金額の表示方法は、おおむね次によるものとする。

売上原価			
商品 (又は製品)	期首たな卸高	×××	×
	当期商品仕入高 (又は当期製品製造原価)	×××	×
	合 計	×××	×
商品 (又は製品)	期末たな卸高	×××	×
		×××	×
商品 (又は製品)	評価損	×××	×
原材料評価損		×××	×

該当頁	正	誤
一〇二〇	<p>九三 規則第九十三条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、売上割引その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第九十五条の三に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。</p>	<p>九三 規則第九十三条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、社債発行差金償却、売上割引その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第九十五条の三に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。</p>

<p>中間財務諸表規則等ガイドライン（「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について）</p>		
該当頁	正	誤
<p>一一四三 一一六六</p>	<p>最終改正平成十八年十二月二十六日金融庁総務企画局長 四二 規則第四十二条に規定する売上原価の金額は、規則第四十一条の規定により掲記した売上高に係る売上原価の金額とする。</p> <p>なお、売上原価の金額は、原価差額、たな卸資産の評価減その他で売上原価に賦課すべきものの金額を含めて記載するものとする。</p>	<p>最終改正平成十六年一月三十日金融庁総務企画局長 四二 規則第四十二条に規定する売上原価の金額は、規則第四十一条の規定により掲記した売上高に係る売上原価の金額とする。</p> <p>なお、売上原価の金額は、原価差額、たな卸資産の評価減、物品税その他で売上原価に賦課すべきものの金額を含めて記載するものとする。</p>